

西尾市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領

(目的等)

第1条 この要領は、西尾市が交付する耐震等関連事業に係る補助金において、当該補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の一時的な金銭的負担を軽減するため、耐震等関連事業に係る契約を締結した者が申請者の委任を受け当該補助金の受領を行う場合（以下「代理受領」という。）の手続について必要な事項を定めるものとする。

2 次に掲げる事業における補助金の受領については、この要領に定めるところにより代理受領制度を利用できるものとする。ただし、代理受領制度を利用できる申請者は法人（区分所有された住宅における建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体又は同法第47条第1項に規定する法人を除く。）その他の団体でない者に限る。

(1) 西尾市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱における次の補助事業

耐震改修工事

(2) 西尾市住宅浸水対策改修等工事費補助金交付要綱における次の補助事業
浸水対策改修等工事

(3) 西尾市アスベスト対策費補助金交付要綱における次の補助事業
除去等

(定義)

第2条 この要領における用語は、西尾市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱、西尾市住宅浸水対策改修等工事費補助金交付要綱及び西尾市アスベスト対策費補助金交付要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において「耐震等関連事業」とは、前条第2項各号に規定する補助事業をいう。

3 この要領において「事業者」とは、申請者と耐震等関連事業に関する契約を締結した者をいう。

(届出)

第3条 耐震等関連事業の補助金の受領において、代理受領制度を利用しようとする申請者は、補助金交付申請書を提出する際に、代理受領届出書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(届出確認の通知)

第4条 市長は、前条の規定による届出を受けたときは、その内容を確認のうえ

代理受領届出確認通知書（様式第2）を申請者へ送付するものとする。

（届出の取下げ）

第5条 前条の規定による通知を受けた申請者が、代理受領を取りやめようとするときには、事業完了の実績報告をする前までに、代理受領届出取下届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が、耐震等関連事業の遂行が困難になり、事業の中止、取下げ又は廃止の届出等を提出した場合は、前項の規定による届出を提出したものとみなす。

（届出内容の変更）

第6条 申請者は、第4条の規定による通知を受けた後に届出の内容に変更が生じた場合は、代理受領届出変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を提出した申請者に対し、代理受領届出変更確認通知書（様式第5）により通知するものとする。

（補助金の代理受領）

第7条 第4条または第6条第2項の規定による通知を受けた申請者は、補助金の額の確定に係る通知を受けた後、交付請求のときに、代理受領に係る委任状（様式第6）を提出しなければならない。ただし、第5条の規定による取下届を提出した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の代理受領に係る委任状に基づき、申請者の受任者たる事業者へ補助金を交付するものとする。

3 事業者は、前項により受領する補助金の額に相当する額を、耐震等関連事業の経費として申請者へ請求する額から控除するものとする。

（利用の取消し）

第8条 市長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

(1) 耐震等関連事業の補助金の交付決定を取り消した場合

(2) 代理受領届出確認通知書または、代理受領届出変更確認通知書の受領が確認できない場合

(3) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

(4) 法令又はこの要領に違反した場合

(5) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

（書類の保管）

第9条 代理受領制度を利用した申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類

を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 市長は、令和8年度を目途として代理受領全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。